

金融円滑化への取組み

当行は、中小企業、個人事業主のお客さま、および住宅ローンご利用のお客さまに対する適切かつ十分な金融仲介機能の発揮を経営の最重要事項のひとつと位置付け、金融円滑化に向けて積極的に取り組んでおります。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（中小企業金融円滑化法）」は2013年3月末をもって期限を迎えましたが、当行の金融円滑化に向けた取組みは何ら変わるものではありません。引き続き、お客さまからの申込み等に対し真摯にかつ丁寧に対応してまいります。

金融円滑化管理方針（要約）

1. 基本姿勢

- 当行は、諸法令等を遵守しつつ、金融仲介機能を適切かつ最大限発揮すべく、経営の最重要事項のひとつとして金融円滑化に取り組めます。
- 中小企業や個人事業主のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対しては、お客さまの事業の特性、状況、改善または再生の可能性等を勘案し、適切かつ迅速な審査を実施するとともに、真摯に対応します。
- また、お客さまの経営実態に応じて経営相談、経営指導、およびお客さまの経営改善に向けた取組みに対する適切な支援に努めます。
- 中小企業や個人事業主のお客さまの経営実態や成長性および将来性など事業価値を適切に見極められるよう金融円滑化に係わる当行役職員の能力向上に努めます。
- 住宅ローンをご利用のお客さまからの貸付条件の変更等の相談・申込みに対しては、お客さまの財産や収入等の状況を踏まえ、適切かつ迅速な審査を実施するとともに、真摯に対応します。

2. 顧客保護

- お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対しては、お客さまの理解と納得を得ることを目的とした十分な説明を行います。とりわけ、新規貸出および貸付条件の変更等の申込みを謝絶する場合には、謝絶理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明します。
- また、お客さまから申出のあったご意見、ご要望およびご相談・苦情などに対しては、迅速かつ誠実に対応します。

3. 他の金融機関等との連携・協力

- お客さまからの貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認、株式会社地域経済活性化支援機構等からの債権買取申込み等にあたって、他の金融機関や、政府系金融機関、信用保証協会および中小企業再生支援協議会等と関係している場合には、お客さまの同意を得たうえで、その関係機関と緊密な連携を図ります。
- 事業再生や地域経済の活性化に資する事業活動を支援するにあたり、株式会社地域経済活性化支援機構と緊密な連携を図ります。
- 事業再生ADR手続の実施の依頼について確認があった場合には、可能な限り、迅速な紛争解決のために当該依頼をするよう適切に対応します。
- 株式会社地域経済活性化支援機構等からの債権買取申込みの要請に適切に対応します。また、同意の求めがあった事業再生計画に基づく貸付条件の変更等に対しても、可能な限り協力します。

4. 態勢整備

- 取締役会は、本方針を定め、金融円滑化管理統括責任者を任命します。
- 金融円滑化管理統括責任者に任命された担当取締役は、金融円滑化管理全般を統括し、金融円滑化管理態勢の整備に努めます。

「金融円滑化への取組み」についての詳細は、当行ホームページをご参照ください。

金融円滑化に関する当行の体制の概要

